

# 平成18年度から市・県民税が変更になります

平成17年度の税制改正により、平成18年度(平成17年分)の市・県民税が変更になります。この変更で、今まで市・県民税が課税されなかった人に新たに課税されたり、市・県民税がこれまでに比べ増える場合があります。今月は、この内容についてお知らせします。

## ① 公的年金等の計算方法の変更(65歳以上の場合)

個人住民税の計算の基となる年金の所得額は、受け取った年金の額(収入額)から、定められた公的年金控除額を差し引いて算出されます。平成17年分の年金受取額から、65歳以上の人の公的年金控除額が左表のように変わります。年金収入額から差し引く控除額が

減ります。このため、昨年までと同様の年金収入額でも所得額が増え、税額も増えることとなります。※平成17年12月31日現在で、65歳未満の人や、遺族年金、障害年金を受給している人は、変更ありません。

平成17年度

公的年金収入金額	割合	控除額
140万円以下	—	140万円
140万円～260万円未満	1.00	140万円
260万円～460万円未満	0.75	75万円
460万円～820万円未満	0.85	121万円
820万円以上	0.95	203万円

平成18年度

公的年金収入金額	割合	控除額
120万円以下	—	120万円
120万円～330万円未満	1.00	120万円
330万円～410万円未満	0.75	37.5万円
410万円～770万円未満	0.85	78.5万円
770万円以上	0.95	155.5万円

※所得金額＝収入額×割合－控除額

## 計算例

### ▶ 1年間の公的年金収入が160万円で、65歳以上の人の場合

・平成16年分までは

(収入) 160万円 - (控除) 140万円 = (所得) 20万円  
※所得は20万円となり、生計を一にする者の扶養となることができました。

・平成17年分からは

(収入) 160万円 - (控除) 120万円 = (所得) 40万円  
※所得は、40万円となり、生計を一にする者の扶養となることができません。扶養者も年末調整や申告にご注意ください。

## ② 老年者控除の廃止

所得者本人が65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下である場合に適用されていた老年者控除は廃止になります。

平成16年分の所得税・住民税の申告では、年齢が65歳以上の場合は、所得税では50万円、住民税では48万円の控除が受けられました。しかし、平成17年分の申告からは、老年者控除の適用はありません。

## ③ 125万円以下非課税の廃止

年齢65歳以上の人のうち、前年の合計所得が125万円以下の場合、個人住民税の非課税措置が平成17年度課税までで廃止となります。

ただし、平成17年度個人住民税非課税者(平成17年1月1日現在において65歳以上の人)が平成18年度以降に課税の対象となった場合は、左表のとおり段階的に廃止になります。

平成17年度	非課税
平成18年度	税額の3分の2を軽減
平成19年度	税額の3分の1を軽減
平成20年度以降	全額課税

## ④ 住民税の課税

(年金収入のみの場合)

前記した①・②・③の変更により、65歳以上で、年金収入のみの場合の個人住民税の課税範囲は次の表のようになります。

	住民税均等割(4,000円)は公的年金収入額が	住民税の所得割は公的年金収入額が
扶養0の場合	148万円以上で課税	155万円以上で課税
扶養1の場合	193万6千円以上で課税	225万円以上で課税
扶養2の場合	221万6千円以上で課税	260万円以上で課税

※住民税所得割については、基礎控除と扶養控除のみ考慮して算定しています。所得税・個人住民税の申告で、社会保険料や生命保険料などを申告し、控除すること、この収入金額以上でも所得割が非課税の場合があります。

## 全世代に関する変更点

### 定率減税が2分の1に縮小

平成11年度税制改正から導入されてきた定率減税が平成18年度からこれまでの2分の1に縮小されます。定率減税は、所得から控除を差し引き算出した税額から一定の率で税額を控除するもので、今回の変更で多くの皆さんの所得税と個人住民税が増えることとなります。

#### ▼所得税の定率減税は税額の(18年分収入から)

現行 改正  
20%相当額(最高25万円) ⇒ 10%相当額(最高12.5万円)

#### ▼個人住民税の定率減税は税額の(18年6月徴収分から)

現行 改正  
15%相当額(最高4万円) ⇒ 7.5%相当額(最高2万円)

### 妻の均等割軽減が廃止に

個人住民税の均等割(4,000円)については、生計を一にする夫婦で、共に非課税基準を超える収入がある場合、妻の均等割は今年度、半分に軽減されていました。しかし、18年度課税からは、全額課税となります。

## ⑤ 所得税の還付

社会保険庁からの公的年金も、この2月から控除関係が改正となり、扶養する人がいない場合、月額13万2千円(1回の支払額が26万4千円)程度を超えると所得税が源泉されています。給与所得者の場合、年末調整で所得税は精算できますが、年金所得者の場合は確定申告を行って

いただき、所得税の精算(還付)をしてください。この確定申告は、通常の申告期間とは別の日程でも受け付けています。詳しくは25ページの「税務署からのお知らせ」をご覧ください。

## ■税金に関する問い合わせは

豊科総合支所内  
総務部税務課市民税担当

(TEL 72・3111)

税に関する問い合わせは

- 豊科総合支所税務課市民税担当 (Tel 72・3111)
- 穂高総合支所税務係 (Tel 82・3131)
- 三郷総合支所税務係 (Tel 77・3111)
- 堀金総合支所税務係 (Tel 72・3106)
- 明科総合支所税務係 (Tel 62・3001)



**確定申告の日程と会場**

確定申告期間中の申告相談を各総合支所でも行います。申告会場が限られているため混雑が予想されますので、下表のとおり地区割をします。日程を確認の上、お出掛けください。指定された日に都合のつかない場合は、別の日でも構いません。また、例年行っていた各地区での申告相談は行いませんが、ごこの総合支所でも申告相談をすることがあります。

**■受付時間**  
 午前の部 午前9時～11時  
 午後の部 午後1時～4時

**■各支所の申告会場**

- 豊科総合支所：第1会議室
- 穂高総合支所：大会議室
- 三郷総合支所：第1・2会議室
- 堀金総合支所：別館大会議室
- 明科総合支所：第1会議室

今年も住民税・所得税などの申告の時期となりました。期限が間近になると相談会場が大変混雑します。できるだけ早めに申告を済ませましょう。

なお、昨年中に所得がなかった場合も国民健康保険料および介護保険料の算定に必要となりますので、申告をお願いします。

確定申告が必要な人

- 事業所得（自営業・農業）・不動産所得などのある人
- サラリーマンの人で次に該当する場合
  - ・給与年収が2千万円を超えている場合。
  - ・給与を2カ所以上からもらっている場合。
  - ・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えている場合（20万円以下の場合には住民税の申告が必要です。また、還付申告の際には併せて計算します）
  - ・給与の年末調整が完了していない場合（年の途中で会社を退職し、その後就職していないなど）

住民税申告が必要な人

○平成18年1月1日現在安曇野市に住所がある人（平成17年中に所得がなかった場合もその旨を申告してください）

※ただし次の場合は申告の必要はありません

申請に必要な物をチェック

持ち物	必要書類	対象
申告書	自営業・農業・不動産所得の場合は、収支内訳書も持参ください	申告者全員
印鑑	認め印可（スタンプ印は不可）	該当する人のみ
給与・年金所得者	源泉徴収票原本（コピー不可）	
社会保険料控除	国民年金支払額の控除証明書	
医療費控除	支払い医療費の領収書	
生命保険・損害保険料控除	支払保険料の証明書	
住宅借入金等特別控除	①住民票の写し ②家屋の登記事項証明書（家屋とともに購入した敷地分の借入がある場合、土地の登記事項証明書、土地の売買契約書または敷地の分譲に係る契約書の写しが必要です） ③請負契約書または売買契約書の写し ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書	
障害者控除（本人または配偶者控除扶養控除対象者に障害者がいる場合）	①身体障害者手帳 ②精神障害者保健福祉手帳など	

- ・ありません。
- ・年末調整済みで平成17年中の所得が、1カ所からの給与所得だけの場合。
- ・平成17年分の確定申告書を税務署に提出した場合。
- ・家族や親族などの扶養となつていない場合。

**自主申告についてお願い**

申告納税の主旨から確定申告書・収支内訳書などの提出書類については、自分で正しく作成し、郵送などで提出するようにしてください。

なお、税務署における所得税の申告相談（自力記載指導方式）を次のとおり行います。（資産課税部門の相談は除く）

- ・還付申告の相談受付 3月15日（水）まで
- ・一般申告の相談受付 2月16日（木）～3月15日（水）

インターネットによる申告書作成コーナーをご利用ください。  
<http://www.nta.go.jp>

2/16(木)  
～  
3/15(水)

期日	地域	豊科地域	穂高地域	三郷地域	堀金地域	明科地域
2月16日(木)	上鳥羽・下鳥羽地区	全地区	全地区	全地区	全地区	光地区
17日(金)						中川手地区
20日(月)	本村・吉野地区	穂高地区	全地区	上長尾・住吉地区	全地区	東川手地区
21日(火)						七貴地区
22日(水)	成相地区	有明地区	全地区	七日市場地区	上堀・下堀地区	南陸郷地区
23日(木)						光地区
24日(金)	新田地区	有明地区	全地区	北・南小倉地区	全地区	中川手地区
27日(月)						東川手地区
28日(火)	寺所・踏入・重柳地区	西穂高地区	全地区	下長尾地区	全地区	七貴地区
3月1日(水)						南陸郷地区
2日(木)	細萱・たつみ原地区	穂高地区	全地区	二木・及木地区	扇町・小田多井地区	光地区
3日(金)						中川手地区
6日(月)	真々部・飯田地	有明地区	全地区	一日市場地区	倉田・中堀地区	東川手地区
7日(火)						七貴地区
8日(水)	下飯田・中曾根・熊倉地区	有明地区	全地区	上長尾・住吉地区	全地区	南陸郷地区
9日(木)						光地区
10日(金)	アルプス・徳治郎・田沢地区	北・西穂高地区	全地区	下長尾地区	岩原・田尻地区	中川手地区
13日(月)						東川手地区
14日(火)	小瀬幅・大口沢・光・桜坂地区	西穂高地区	全地区	一日市場地区	全地区	七貴地区
15日(水)						南陸郷地区